

事務連絡 第16号
平成19年6月25日

都道府県臨床(衛生)検査技師会長 各位

社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 小崎 繁昭

綱紀粛正について（通知）

平素は会務ご苦労さまです。

第56回医学検査学会も会員並びに関係各位のご尽力により、盛大に開催することが出来ました。学会を担当された社団法人宮崎県臨床衛生検査技師会会員の皆様をはじめ関係各位にお礼申し上げます。

本年は、当会創立55周年にもあたり、また、臨床検査技師等に関する法律の施行により国民医療を守る検査業務に新たな気持ちで対処しなければなりません。更に、公益法人制度改革による新公益法人取得を成し遂げ、公益事業の推進に力を注がなければなりません。このような情勢下にあり、更なる国民の信頼を得るよう努めることが肝要であることは言うまでもありません。

しかしながら、最近、検査技師に係る不祥事が再発しており、このような一握りの者による検査技師の名を辱める行為、国民の信頼を裏切る行為は決して許されるものではなく、また、許してはならないものであります。単に「検査技師」としてではなく、人として許されることではありません。現在の医療事故があとを絶たない状況を見ても、医療人としての危機管理の欠如も問われることとなります。検査技師の責任として認識をあらたにする必要があります。当会では、すでに、平成15年に「倫理綱領」及び「倫理綱領申し合せ事項」を採択し、平成16年度には会員への喚起をうながしたところがありますが、上述したとおり、この重要な時期を迎えられても過ちの無いよう綱紀粛正に努め、検査技師としての誇りを持ち業務に邁進すべく、新たに会員の喚起を促すようご配慮いただきたくお願ひいたします。

以下の文書を示しますが、当会ホームページにも掲載しますので、貴会会員に対し、閲覧するよう周知を重ねてお願いいたします。

1. 「社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領」
2. 「社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領に係わる申し合せ事項」
3. 「臨床検査薬プロモーションガイドライン」<社団法人日本臨床検査薬協会平成16年7月1日改定>

社団法人日本臨床衛生検査技師会

倫理綱領

- 一、会員は、臨床検査の担い手として、国民の医療及び公衆衛生の向上に貢献する。
- 一、会員は、学術の研鑽に励み、高い専門性を維持することに努める。
- 一、会員は、適切な臨床検査情報の提供と管理に努め、人権の尊重に徹する。
- 一、会員は、医療人として、医療従事者相互の調和に努め、社会福祉に貢献する。
- 一、会員は、組織人として、会の発展と豊かな人間性の涵養に努め、国民の信望を高める。

社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領
に係る申し合わせ事項

社団法人 日本臨床衛生検査技師会

- 一. 社団法人日本臨床衛生検査技師会「定款」第4条に基づく事業を遂行するにあたり、役員並びに会員が遵守すべき事項を定め、これにより国民の技師会活動に対する疑惑や不信を抱く行為の防止と臨床検査技師の社会的信頼確保を目的とする。
- 一. 会員は「倫理綱領」を遵守するとともに、医療人として組織人として社会全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益の増進を図り広く社会に貢献しなければならないことを基本的心構えとする。
- 一. 自らの行動が技師会並びに自らの信用に影響を与えることを認識し常に公私の別を明らかにし、技師会活動やその地位を私的な利益のために用いる行為を行わない。
- 一. 関連業者との間で、本来自らが行うべき責務を負担させること並びに対価を伴わずに、役務、物品等の貸与を受ける行為を行わない。その他、公正競争規約に抵触する行為を行わない。
- 一. 学会をはじめ各種研修時等に付随して行われる懇親会等も、国民の疑惑や不信を招くことのない様に十分考慮して慎重に対処する。

以上、社団法人日本臨床衛生検査技師会として、尚一層の綱紀粛正に努め、上記事項について慎重に対処することを、役員をはじめ会員に啓発し推進することを申し合わせる。